

緊急時対応

精神障害福祉・難病係

1 保護者、家族等に事故や病気が発生し入院等で不在になった場合

- 本人の精神状態が安定：福祉制度やボランティア利用での自宅生活を継続。
- 本人の精神状態が不安定：通院（病院）先への入院相談。主治医への相談。
東京都福祉保健局事業「ひまわり（医療機関案内）」への相談。

2 本人の精神状態が不安定な場合

- 自傷他害の危険性あり：警察官通報。もしくは救急車通報。
- 自傷他害なし・興奮状態：警察官通報。

※ 入院となった場合

本人の自覚（認識）なし・自傷他害あり・指定医の入院診断あり → 措置入院

本人の自覚（認識）なし・自傷他害なし・指定医の入院診断あり → 医療保護
入院

医療保護入院：同意者（親族直系3親等以内）の同意あり→正規医療保護入院

同意者（親族直系3親等以内）の同意なし→市町村長同意入院

本人の自覚（認識）あり → 任意入院

基本的に精神の方の医療に関することは「ひまわり」対応が中心。もしくは事件性や事故等の問題が疑われた場合は警察への通報による対処が望ましい。